

議案第 2 号

茂原市指定文化財の指定について

茂原市教育委員会は、茂原市文化財の保護に関する条例(昭和 47 年茂原市条例第 68 号)第 3 条第 1 項の規定により、茂原市指定文化財として次のとおり指定する。

平成 29 年 12 月 20 日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

種 別	① 有形文化財（古文書） ② 有形文化財（彫刻）
名 称	① 旧石倉家文書 員数 76 点 ② 長尾宝泉寺の磨崖仏及び扁額 員数 2
所在地	① 茂原市高師 1345 番地 1 ② 茂原市長尾 1884 番地
所有者	① 茂原市立美術館・郷土資料館 ② 宝泉寺
管理者	① 茂原市立美術館・郷土資料館 ② 宝泉寺

提案理由 教育委員会の諮問により、文化財審議会において審議した結果、茂原市指定文化財として指定することに異議がないとの答申を得たので、茂原市指定文化財として指定するものです。